

出水市立出水商業高等学校いじめ防止基本方針

出水市立出水商業高等学校

1 本校の方針

日本国憲法及び教育基本法の精神に基づき、知・徳・体の調和のとれた人格の形成を目指し、新しい時代の進展に対応できる技術と資質の向上に務め、社会に貢献することのできる有為な人材を育成することを目標としている。校訓である「自主創造・敬愛和協・誠実勤勉」を基盤とし、風格と活力ある校風の醸成を目指し、魅力ある学校づくりの推進、基礎的・基本的事項の定着による学力の向上とともに、命の大切さや他に対する思いやりの心の育成を進める教育活動を行っている。全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」（「いじめ防止対策推進法」第2条）。また、「いじめは、どこの学校にも学級にも起こり得る」という認識を教師集団が、平素より持たなければならない。

さらには、全ての児童生徒が、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できることを旨としてしなければならない。

3 「いじめ」に関する基本方針

- (1) いじめを受けていた生徒が、自ら命を落とすといった事故が続いていることを重く受け止める。
- (2) いじめについては、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」「ネット上のいじめなどでますます見えにくくなっている」「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」との基本認識をもち、無記名アンケート調査や個別面談など、生徒の状況を把握する機会を定期的に設ける。また、生徒が発する小さなサインを見逃さない。
- (3) いじめの訴えがあった場合には、本人や保護者の心情を最大限にくみ取り、迅速に誠意ある対応を行う。
- (4) いじめを認知した場合には、いじめられている生徒に対して、学校をあげて守り抜くことを伝え、保護者と十分に連携しながら、いじめの実態に応じた具体的な対応を行う。
- (5) いじめを行った生徒に対しては、保護者の理解と協力を得ながら、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを十分理解させるよう、根気強く毅然とした指導を徹底するとともに、深刻な事態を招く可能性があるとは判断される場合には、必要に応じ、警察との連携を図る。
- (6) 過去にいじめがあった事例については、該当生徒のその後の状況を十分把握し、

いじめが解消したと思われる事例についても継続的に支援する。なお、いじめを行った生徒がいじめられる側となる、あるいはいじめられている生徒がいじめを行う側となる可能性についても留意する。

- (7) いじめ問題について、学校が年間を通して全員で取り組む契機となるように、「いじめ問題を考える週間」を設定し、命の大切さやいじめ問題を主題とした授業等を実施する。また、生徒会活動等を通して、生徒がいじめ問題に主体的に取り組むように促す。
- (8) 新年度の学級編成や転入に伴う友人関係の変化に留意し、「いじめ対策必携」等を活用するなど、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努める。

4 いじめ対策のための校内組織の設置

(1) 「生活指導係会」

毎週一回、生活指導係及び学年主任等で生徒の現状や指導についての情報の交換、及び共通理解・行動について話し合いを行う。

(2) 「いじめ防止対策推進委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、教頭、生徒指導部主任、生徒指導係（全員）、養護教諭、スクールソーシャルワーカーによって、いじめ防止対策推進委員会を設置する。また、校長の判断により必要に応じて、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることもある。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した組織（緊急いじめ防止対策推進委員会）

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては、緊急いじめ防止対策推進委員会を開催し、迅速な対応を行う。教頭は校長に報告し、校長の指示により早急に支援体制をつくり対処する。

緊急いじめ防止対策推進委員会の参加メンバーは、以下の通りである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、校長が指名する教職員、教育委員会事務局職員、PTA会長、その他の関係機関

5 いじめ防止対策について

(1) 未然防止

ア 教職員の取組

- ・ 教職員は、生徒の些細な兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- ・ 生徒・保護者・地域からの情報収集に努める。
- ・ 休み時間・昼休みの巡回等による生徒観察
- ・ いじめ防止、人権同和教育に関する学校・学級活動の実践
- ・ 学校ネットパトロール事業検索結果の活用

イ 生徒の取組

- ・ いじめに対する認識を高め、いじめをしない・させない・はやし立てない・傍観しない等の行動を実践できる雰囲気作りをする。
 - いじめや差別のない学校づくり宣言
 - いじめや差別のない学校づくりポスター・標語作成
 - 各種ボランティア活動への参加（街頭募金活動、養護学校学校行事支援活動、保育・福祉施設体験活動、全校ボランティア、他）
 - インターネットの利用等情報教育をとおして、利用上の約束事やマナーについて学習を深める。

ウ 保護者の取組

- ・ 子どもの様子に変化が見られる場合には、積極的に声掛けをする。
- ・ 学校での様子を聞いたり、学校に相談したりするなど、積極的に行動する。

(2) 早期発見・早期対応

ア 教職員の取組

- ・ 定期的な面談の実施（ 4月， 9月・・・教育相談 ）
- ・ 定期的な「いじめアンケート」の実施（ 7月， 12月・・・学期ごと ）
- ・ 生徒指導係会など，生徒の学校生活に関する情報交換を定期的実施

イ 生徒の取組

- ・ いじめを受けたら一人で抱え込まずに，すぐに周囲に相談をする
- ・ 友人同士の遊びや悪ふざけの中でもいじめと感じる状況を見かけたら，すぐやめさせると共に，教職員や大人に報告をする。

ウ 保護者の取組

- ・ 子供の様子に変化が見られる場合には，積極的に声掛けをする。
- ・ 学校での様子を聞いたり，学校に相談したりするなど，積極的に行動する。

(3) 教職員の資質向上

- ・ 連携の取れる体制づくりを充実させる
※担任や養護教諭が生徒の気になる情報やサインを入手した場合には，速やかに全職員で連携をとり，情報を共有する。
※いじめの事例研修，特別支援教育についての研修，教育相談の在り方の研修等を充実させる。

6 いじめに対する措置

(1) いじめ発見や相談を受けたときの対応

- ・ いじめと疑われるような行為を発見した場合にはすぐにやめさせる。
- ・ いじめの報告や相談を受けた場合には真摯に傾聴して，情報提供者の安全確保を行うとともに，一人で抱え込まずに関係者に報告し，事実確認や事態解決に向けての対応を行う。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援等

- ・ いじめられた生徒から，事実関係の聴取を行う。その際，いじめられている生徒にも責任があるという考え方があってはならず，自尊感情を高めるよう支援する。
- ・ 家庭訪問等により，迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに，いじめられた生徒や保護者に対し，徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え，できる限り不安を除去する。
- ・ いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように環境を確保する。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言等

- ・ いじめた生徒から，事実関係の聴取を行う。いじめがあったことが確認された場合，組織的に，いじめをやめさせ，その再発を防止する措置をとる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し，事実に対する保護者の理解や納得を得た上で，学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。

(4) ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については，画面や映像を記録しておくなど，

説明できる情報を残しておく。その後、被害の拡大を避けるため、関係機関等との連携を図り、直ちに削除する措置をとる。また、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに違法な情報発信の停止を求めたり、速やかに情報の削除を求めるなど必要な措置を講じる。

- 学校では、県教育委員会が委託した民間の「学校ネットパトロール」団体による定期的なネットパトロールの状況報告を受け、児童生徒及びその保護者へ対応を行う。